



Title	北海道における地方制度の形成について（1）
Author(s)	清水, 昭典; SHIMIZU, Shyosuke
Citation	北大法学論集, 16(4), 1-37
Issue Date	1966-05-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16064
Type	departmental bulletin paper
File Information	16(4)_p1-37.pdf



北海道における地方制度の

形成について

(1)

清水昭典

北海道における地方制度の形成について (1)

- 一、まえがき
- 二、幕末蝦夷地の社会と統治
- 三、蝦夷統治論と国家の利益
 天明寛政期
 開港以後
- 四、維新政府と箱館裁判所設置(以下次号)
- 五、地方統治機構の形成整備
- 六、地方民会

まえがき

わが国の近代的⁽¹⁾地方制度は、明治維新後、幾多の制度形成への試行錯誤の過程を経て、明治二十一年の市制町村制の制定から二十三年の府県制郡制の一連の整序された法制度の設定をもってほぼ成立したとみられる⁽²⁾。

これに対し北海道では、いわゆる内地に比するに特殊な蝦夷地の辺疆的地位、内陸開発の未着手、にもかかわらず幕末期の蝦夷地に対する西欧諸国の関心、なかなしくロシア帝国の進出がわが国の国民的利益の觀念をひとびとの間に触発喚起させ、いわゆる「内地ノ根礎⁽³⁾」に先立って、維新を期していち早く統治への着手がおこなわれたこと、しかもその後の地方制度の設置が内地からの移民による開発をまっすめられたのではなく、それに先行しておこなわれたことから、地方制度形成の事情も時点もさらには制度の果たす機能も、本州とはいちぢるしく異っている。

これを概観するならば、北海道では明治新政府の成立とともにいち早く箱館裁判所が設置（慶応四年四月設置五月箱館府と改称）され、つづいて明治二年府の廃止、蝦夷地開拓使（九月蝦夷地を北海道と改称し樺太と区別）の設置、明治十五年廃使による三県制（十六年北海道事業管理局を農商務省の下に設置、三県一局制となる）の設定、さらに十九年一月廃県とともに北海道庁制が設定されたのである。この道庁制は昭和二十二年新地方自治法の施行による廃止（地方自治法附則第二条）まで続き、中央集権的統治機構の北海道における出先行政機関として官治的に住民を規制したこの地方制度は明治十九年に成立したといえよう。

そして広域にわたる北海道の統治にあたって統轄的なこの開拓使―道庁制の下には実際に地域社会の住民に接しこれを規制するためには区劃を定めて権限の体系と指揮の系統を整序した階層的な下部行政機構を設定することを必要とした。

その意味で北海道では明治二年の開拓使の設置とともに国郡（十一国八十六郡）制が設けられ、これが後々まで行政区劃の基礎とされた。しかし明治四年には道内は六つの行政区劃に分たれ、五年九月札幌本庁その五他支庁の設置へと改組され、七年五月にはじまる支庁の整備統合、樺太の喪失にともなう樺太支庁の廃止などによって札幌本庁および箱館・根室支庁への改組となった。

さらに本支庁の下には廃藩置県下後の本州府県下の戸籍法の実施が北海道でも適用されることとなった結果、各支庁では五年二月から旧来の国郡制を基礎としながら随時これを分割して、大小区を設置することとしたのであり、九年九月にいたり北海道一円は三十六区とその下の百六十六小区に分けられたのである。

さらに明治十一年七月の本州府県において執行されることとなった郡区町村編成法もやはり北海道で適用され「地方従前ノ区劃ヲ廢シ府県ノ下郡町村トス」規定にうながされ、大小区制は改組され一部に区制を残しつつ明治十五年頃には道・支庁・国（十四）・郡区（四十三）の階層的下部行政機構が設定されたのである。

さて地方制度の基底たるべき町村はこの十五年には郡区の区劃内に分けられ全道一円にわたって、二百十二町五百四十四村を数えるにいたった。⁽⁴⁾ただこの町村は本州の町村と直ちに類比することはできない。これらの町村地域は道南沿岸地域における町村のように、旧来の名主年寄肝煎を設けた旧村の存在を前提とするものは僅かであり、多くは公権的に町村を設定する以前は「荒域寒土」にして「アイヌ族の原始生活の場」であり町村の名称も多くアイヌ名を冠するにとどまったのである。

たとえば道東地方の北見国・斜里・網走・常呂・紋別郡下の三十七町村をみるならば町村制設置に至っても和人の集落が形成されていたのはわずかに斜里村北見町紋別村一町二村にとどまり三十三村は原始状態のままだったのである。

以上のような町村制の設定をみるならば北海道ではそれが徹底して、本州におけるそれ以上に統治の必要にもとづいて官治的画一的人為的に創設されたことが明らかであろう。

ともあれ明治十五年頃には支庁、国、郡区、町村制もほぼ設定され、これらは明治十九年の道庁制の下に統轄され階層的に下部行政機構として包摂されたのであった。

しかし地方制度の近代形成とは単に近代的な行政制度の成立をもつていぬことはもとより、地域住民の現実の経験生活から生起する諸問題を住民が自ら参加してゆく過程で解決のためのディシプリンがおこなわれそこに一定の方式が見出されること、いわゆる自生的な制度形式を意味することにはかならず、しかもそれを狭少な地域社会の割拠性ないし排他性の強調に終始させることなく、地域社会生活でえた民主的なディシプリンを国民的規模での国政への参加に活用し、さらに国権から地域社会における自治の容認を克ちえることによって成立するものとすれば、わが国ではそれがおこなわれるのに先立って、明治政府指導者（代表的には木戸孝允から大久保利通を経て山県有朋にいたる）によっていちちはやく西欧諸国において民主的ディシプリンとともに形成された地方制度が単に機構としてとらえられ、継受され、最少限度の改訂を経てわが国に啓蒙、専制的に設定されたのであった。

したがって後述するように地方制度の近代性と、一方たちおくれた生活実態との間には乖離がみられ、このことは地方統治の効率の低下とそれゆえに官治的規制の末端地域社会に対する強化増大をもつて補充しなければならぬというゆるる権力の不経済な行使にまたなければならぬのである。

しかしこのような特色をもつにせよ、また民主的な形成に先立って官治的に設定されたにせよ一度設定された機構が民主的なディシプリンを志向するひとびとにとって活用される限り次第に葉籠中のものとして消化されることも期待しうることである。

その意味では継受されたものとはいえ公議思想の地方制度的表現である地方議会の制定に注目しなければならぬであろう。この地方議会はわが国では明治初年から啓蒙的な地方官僚によって地方民会として開設されたのを散見することができるが府県の規模と市町村規模で地方議会の成立が公権的に容認されるにいたったのは前者が明治十一年（府県会規則）後者が明治十三年（区町村会法、但し設置基準の大綱は十一年七月二十二日号外達で示された）であろう。この地方議会、特に府県会は自由民権期の政治的対抗の場と化し、政府にとっての必要な不可避の変容を加えられつつ二十年代初期にほぼ成立したのであった。

しかし北海道では行政機構の明治初期からの設立、十九年の制度としての成立定着、下部行政機構および区劃の本州とほぼ同一時期の画一的適用にもかかわらず、地方議会が設立されたのは、明治十四年函館に区会が、前年の区町村会法の制定に北海道が新開地として適用が除外されたことの例外として、設立を認められたのを特異のケースとして、札幌では区会の設置は明治三十二年まで認められなかったのであり、府県会に比定しうる北海道会は明治三十四年にはじめて設立されたのである。議会制の設立を地方制度の重要な一環とみるかぎり北海道では、近代的地方制度の成立は明治三十四年までみられず、しかも地方議会設立の運動もいわゆる明治憲法体制成立後に抬頭したことであり、設立された北海道会もその運営を体制の求める論理に従うべく期待されたのであり、本州の地方制度なかんずく府県会のレベルで現れた民主的な運動が政府の志向する明治憲法体制の形成に強力な反発を示しながら形成作用に影響を与えた経験をもつとは異って、北海道会はかかる成果の上にひとまず体制的に成立した国家の統治方針にそうべく設定されたのである。

本稿では以上のような北海道における地方制度の形成が①一面では本州におけると同様でないしはより以上に典型的に統治の求めに依じて、維新後、極めて官治的・画一的・人為的に政府官僚のイニシアティブですすめられてきたこ

と、②他面ではそれにもかかわらず、本州において設定された行政区劃、機構、地方議会が、政府の地租の徴収やその後の地方税の徴収を通じて住民の生活現実との接触で、その制度の不適切さが明らかとなり絶えざる改革の要求に對処して政府によって試行錯誤のあいつぐ改訂を余儀なくされたに對し、北海道では下部行政機構や区劃の設定が本州のように近代的な地方財政の確立のために設けられたのとは異つて、直接にはかかる財政確立の目的に仕えるよりもただ本州における行政機構の設定が形式的に北海道にも適用されたのに過ぎなかつたこと、(もとより後年財政目的に仕えることとなる)したがつて下部地方行政区劃も組織もいぢぢるしく粗笨なものであつたこと、③本州における府県行政が王政復古から数年を経て廢藩置縣後に着手されながら比較的早く整えられたが、北海道に對しては中央政府の出先行政機関が維新後直ちに設置されながらほぼ本州の府県行政と類似性をもつに至るまで、あるいは少くとも十九年の道庁制の設定まで、冒頭に述べたような国民的利益の一環として蝦夷地(北海道、樺太)に對する中央政府の統治方針が定まりにくく且つ動搖せざるをえなかつたことから政府の直接の出先機関としての幾多の改廢を経たことなどの特色に注目し、北海道における近代的な地方制度の形成の経過とその特質を明らかにすることを目的とする。

そして敘述を①明治維新前の蝦夷地の統治事情と外庄に觸發された国民的利益の覺醒、蝦夷地統治論の展開、②かかる統治論を踏まえた維新政府の成立と北海道統治制度の設定とその統治効果、③、①②の条件下に形成される地方議會を区町村会のレベルと道会のレベルでとりあげることをする。

(1) ここで近代的という用語を使用した、あえて「わが國の近代的な地方制度」としたのは、資本制生産様式の發達と産業的市民階級の進出、および古典的自由主義民主主義の思想と運動によつて形成された政治制度^{ポリティカル・システム}と地方制度^{ローカル・システム}がほぼ同時に密接に関連しあひながら出現した西ヨーロッパ諸國のいわば典型的な近代に對して、わが國で機構としての立憲制や地方行政機構および自治制がともかくも西ヨーロッパから継受され設定されたことを指す。

これらの制度がなぜ基礎過程の發達の立ちおくれた社会に継受されて設定されたか、そしていかにして継受され敷設作業がすす

められたか、また立ちおくれた社会に外見的にいかなる啓蒙的役割をはたしたか、あるいは立ちおくれたとはいえ設定された機構が真に自生的な近代的制度確立の運動にいかなる手がかりを与えたかに筆者の問題意識がかかわる。

- (2) 亀卦川浩「明治地方自治制の成立過程」昭和三年五二ページ、大島太郎「地方制度」(『日本近代法発達史』)昭和三年、大石嘉一郎「日本地方財政史序説」一九六一年一ページ。
- (3) 「岩倉公実記」中巻六〇四ページ。
- (4) 「新撰北海道史」第三巻通説二昭和一二年七三七ページ。
- (5) 大石嘉一郎「日本地方財政史序説」一九六一年六二二ページ。
- (6) 「新撰北海道史」第三巻通説二七三六ページ。
- (7) 札幌市史、政治行政編昭和二八年二二三二ページ。
- (8) この概念は、石田雄「近代日本政治構造の研究」一九五七年二八九ページ〜二九一ページによる。
- (9) 大島太郎前掲書七〇ページ、七五ページ。

幕末蝦夷地の社会と統治

幕藩体制下の蝦夷地は慶長九年(一六〇四年)以来寛政十一年(一七九九年)幕府が東蝦夷地を直轄するまで松前藩が「進退」し「収納」する土地であった。

しかし石高を産しない蝦夷地では、藩主は本州の藩主のように、將軍から領知目録に村名を明細に記載した朱印状を下賜されることなく、藩祖松前(蛎崎)慶公が江戸開府の翌年、徳川家康に謁し、蝦夷地における交易の独占と蝦夷人支配を法認した黒印状⁽¹⁾の下賜をうけて以来、代々大名に準ずる格式をもって処遇されたのであった。

この藩主の支配の基礎は藩に石高が産しなかったとはいえ、また黒印状の条目に具体的に記載されなかったとはいえ他藩と同様に蝦夷島主としての土地所有(同時に漁場海域の所有)にあり、同藩は幕藩領主的土地所有にもとづい

て、蝦夷地を支配し、「国の土産と蝦夷の貨物を占て貴く売ること」⁵⁾ないし運上浜役等を収取したのであった。

しかし本州の諸藩がもっぱら土地所有にもとづいて、直接の土地保有者である本百姓から年貢貢祖を収納し、その上で商品貨幣経済の発達にともなう商品の流通過程に収納物をもって加わったのに対し、松前藩では土地・海域から産出した天然物を貢祖として収取し商品化するよりも、むしろ所領たる漁場・山林を特定の商人に「場所」として請負わせ、場所を商人の開発経営に委ねながら生産物からの運上とその遠隔交易に対する運上を収取することによって藩財政を賄ったのであり、より具体的には場所請負の賦与に対する反対給付として一定の運上金を恒常的に徴収したのである。

したがって松前藩制下の経済の過程は運上の支払いを続ける限り特権商人の手中におかれることとなったのである。

この点で松前藩は幕藩体制下の幕末本州西南諸藩のように、商品貨幣経済の一層の発達に対処して、藩権力の手で自ら藩営専売をすすめたのではなく、経済的には専ら蝦夷地——畿内の遠隔交易をすすめ、蝦夷地の漁場開発経営を把握する問屋制の前貸商業資本³⁾に寄生したのであり商品貨幣経済の発達に強く影響されていたのであった。

この松前藩の権力はもはや生産と流通の過程に対する相対的な関与をも欠き、ただ運上の確保と、実質的に蝦夷地における一切の利益を収奪しようとする場所請負人の苛酷なそれに結果する百姓強訴とアイヌ人反乱の鎮圧にみるように場所請負制的経済秩序の維持にあったといえよう。

以上のような特異な経済構成に拠って立つ藩制の下では、蝦夷地の住民は本州のように実質的に土地を保有する自営の本百姓によって構成される近世的村落共同体とは異った社会組織をとっていたのである。

松前藩では蝦夷地における和人とアイヌ人との雑居を避け、専ら城下である福山（松前）とかなりの広域にわたる

がその東西在にのみ和人を居住させ、それ以外の東西蝦夷地からアイヌ人がその土地に来往することを禁じ、⁽⁴⁾前述の和人の居住地のみを村とし、その他の地域には多少の錯奏はあれもつばら古来のアイヌ地名を称え、その中運上屋を設置した地域を某々場所と称えたのである。

○村

これを天明元年（一七八一年）の十一代藩主邦広の第九子で家老となった松前広長の著「松前志」⁽⁵⁾によると村名を附した地所は五四、蝦夷地沿岸一円にわたって多くはアイヌ名の片仮名地名を附した地所は三〇九を算することができ、広長自身「地名も亦其時の夷人の云ふに任せれば、たがへることの多かるべきなり」とことわっているうえ、当時すでに一〇〇〇余戸の和人戸口を擁するエサンが村からはぶかれていることなどから松前志の記述は実態を必ずしも正確に伝えているとはいえないであろう。

その点、天明六年（一七八六年）田沼意次の意をえて幕府勘定奉行松本秀持が命じた蝦夷地調査は、松前藩の藩治の秘密を暴き、商人とロシア人との間にアイヌ人を介しておこなわれていた抜荷を調べたものであったが、それは実地調査にもとづくものであったから正確度が高いといえようし、また叙述が詳細におよんでいる。

この調査記録ともいべき佐藤玄六郎（一説に山口鉄五郎というが二人は同行巡見している）著の「蝦夷拾遺」によると、村数は七六、地名を附した地所は、樺太および諸島嶼をのぞいて、七八となっている。

ただ村名については、なまえと記述の排列がほぼ松前志とひとしく、場所地にくらべると村々の存在は当時いちぢるしく分明であったことが推定されよう。

この村の戸口構成規模は城下である福山町・江差村・箱館村のいわゆる三湊をのぞいて、戸数一〇〇弱をこえるもの九村、五〇弱をこえるもの二六村、二〇弱をこえるもの二六村、一〇戸に満たぬもの一三村となっている。⁽⁷⁾

蝦夷地に村名がいつから附せられたのは判然としないが延宝三年（一六七五年）の藩の定書には「茂辺地村山中」の語が、また延宝六年（一六七八年）の藩の覚書の末尾には「泊、田沢両村肝煎共江遣し」の語が見受けられ、宮歌村旧記では寛永十七年（一六四〇年）にはじめて肝煎年寄が置かれたとあり、十七世紀中頃には村が存在していたといえよう。

村に居住する多数の和人は漁民として、小生産者の経営をすすめていたとみられ、享保初年には松前の漁民一戸につき干鯨一四丸⁽¹⁰⁾の役を、亀田村では一戸につき元昆布一三駄の役を、その他漁民以外にも材木役・店役等が賦課されている。

しかし蝦夷地では、渡島半島南端部の箱館村附近の七ヶ村が天明年間耕作を専一の業としていたのをのぞいて、ほとんど米穀を産しなかつたから本州農村におけるような村民の自給自足的経営は不可能で、村民の生活は米穀はもとより木綿、日用品の一切を前述の特権的請負商人の手による本州からの移入によらねばならず、商品貨幣経済の滲透を強くうけ、専ら貨幣経済に依存したのである。

幕末期には蝦夷地は二度にわたって幕府が直轄したが、後期直轄期（安政年間）の請負人の致富と豪華な生活にくらべて、富川村の小前百姓は村落共同体的生活に必要な村に対し負担すべき村割・人足・寺判銭をも豪商の立替え前借りをうけ娘子供を質入れ、生計費をも仰いでいるところから、商業高利貸資本お収奪の激しさと小前村民生活の破綻の一端をうかがいえる。

○村役人

土着村民の中からは藩の任命で、直領地の一もしくは数ヶ町村に一人の名主とその下に年寄・小頭を、地方知行地（家臣給地）には肝煎が置かれたが、これら村役人の公的職務は博奕の取締、盗族悪党の穿鑿、番所（藩）に対す

る諸役の交渉、人足揃へ、他村からの来往者に対する村払い取扱い、宗門人別改め、地面証文與印、など本州諸藩にもひとしくみられるものと、和人居住地におけるアイヌ人の土着禁止の取締、藩に対する寄鯨知らせ、盗買船知らせ等蝦夷地に特有のものがみられる。

これら村役人は藩に対する諸役・貢租負担についてどのような役割を村内ではたしたかは明らかでないが、三湊および前記七村をのぞき総じて、本州諸藩にみられるような年貢徴収のためにみられた村民の耕作や生活のすみずみにわたる恩情と苛察¹³にパタナリスティックな干渉の担い手としての性格はやや乏しかったと推定される。

ただ村役人が藩の上意を下々に達せさせる役割を強く期せられていたことは制書・定書などから他藩と同様であったとみられる。

しかし他方で名主年寄は村民を「取押ガタク」、「村中一統相揃ツテ町役所御城大手御門」¹⁴へ強愁訴して「相詰罷ル」¹⁵寄合惣百姓の総代でもあった。この強訴の内容は藩の諸役を増徴御免などであったが藩の諸役賦課の背景にはこれに利害をもつ特権商人の干渉がみられる。そしてこれら商人・地役人に対する村民打毀し後の村役人の町役所の取調べへの消極的な不協力や村民願書の藩への取次などに名主年寄の惣的結束をうかがわせる一端をみる事ができよう。

○場所

和人居住地¹⁶村に対比するにアイヌ人の居住する場所は、いわゆる場所請貢商人のアイヌ人奴隷労働を駆使する徹底的な営利追求の場であった。

場所は前述の蝦夷拾遺に記載された地名七八ヶ所中五二ヶ所を数えうるが、天明年間から寛政年間にかけてたびたび蝦夷地を踏査した最上徳内の蝦夷草紙¹⁷によると、「一島（北海道）の中主の場所と臣の場所とに配当するなり。場

所とは領分といふが如し。何れも海辺ばかり、一場所凡五十里或は七十里、一島の回りの海辺のみにて、奥は皆空地にて人跡絶たる深山、広野のみなり。扱其場所を松前の町人ども其地頭々々に願ひ出で、蝦夷土人を介抱いたしたき旨を訴訟す。運上金の多少をえらみて許容あり。是を場所請負といふ⁽¹⁶⁾とあるが場所は多数のアイヌ人を「介抱」と称えながら奴隸的に使役して漁業経営をすすめる根拠地と化し、血縁ないし地縁的部族共同体的社会構成をとるアイヌ人はこの組織ぐるみで漁期には場所地に出て苛酷な使役に服したのであった。その苛酷さはアイヌ人反乱の継起と、人口の減少⁽¹⁸⁾が如実に示している。

蝦夷地では、松前藩の多年の支配、幕末期の幕府直轄、再度の藩制、再度直轄と支配者を代えたが、明治新地方制度の設定まで、蝦夷地の地方制は渡島半島南部沿岸の和人の村と、それ以外の蝦夷島沿岸一円から樺太・クナシリ・エトロフに及ぶアイヌ人を使役する数十の場所をもって構成されていたのである。そして内陸は全く「空地にして、人跡絶たる深山、広野のみ」であった。

- (1) 黒印状は慶長九年正月二十日家康より松前志摩守あて下賜されたもので、「一、從諸国松前へ出入ノ者共、志摩守不相断而、夷仁ト直商売仕候儀可為曲事。一、志摩守仁無断而令渡海売買仕候者、急度可致言上事。一、対夷仁非分申懸者、堅停止事。右条々若於違背之輩者、可処厳科者也。仍如件。」と定められ、二代將軍秀忠から十代家治まではほ同文同趣旨の朱印状が將軍交代毎に松前藩主に下賜されている。蛸崎(松前)慶広には家康黒印状に先立つて、文祿二年大関秀吉および豊臣秀次から朱印状が下賜されており、家康黒印状は秀吉朱印状を模したものとみられる。新撰北海道史、第五卷史料一福山秘府卷之八、八〇ページ—八五ページ

- (2) 大宰春治、経済録拾遺、日本経済叢書卷六、

- (3) 松前藩の前貸商業資本への依存については、天明五年十二月田沼意次の蝦夷地調査の際の幕府勘定奉行松本伊豆守秀持の畫面に「尤運上金者、(松前)志摩守借金之内之差引勘定等に致来り候に付、志摩守役人より、請負人共方へ賃入地、同様之証文相渡置……地理の様子も不相知由之所を請負の町人に任せ置候儀御不取締りに有之。」とある。なお地方知行地(特に場所に多い)の

多かつた同藩では負債は上層藩士にも及び寛政期の大原左金吾の地北寓談には「采地の収納米穀にもあらず、魚にもあらず、一地を百金二百金として買人に任し置のみにて、一金も手に納るものなく、ことごとく彼買人よりとりて、其入用に供するのゆへに……只買人の記録せるままに処置するが故に、一年の衣服調度の価と采地の運上とは相違して多くは士人の償となる。」状態であつた。また天明六年の佐藤玄六郎の「蝦夷地の儀是迄見分仕趣申上候書付によると、「志摩守役人も、商人と同意に可有之儀は……元請負人共定宿罷在候大黒屋茂右衛門は、元家老蛸崎三弥株にて、三弥儀も大黒屋に同居仕、問屋商売罷在候処……」云々と、幕吏の目にうつつた家老元家老、用人兼帯町奉行等、場所持上層藩士の士風退廃と請負商人との結託振りが示されている。また「町人共に商小屋を為」建置、右運上は借金之利足差引等に相成候儀に付、質地同様之証文等相渡置候に付、町人共は、所産之諸色一手限りに引請、買メ売メ次次第之儀に而、蝦夷を掠め候儀を専一と仕候趣に相聞之申候。」とある。

(4) 村々にアイヌ人を置くことを禁じたことは福山秘府卷之二十四、安永五年(一七七六年)松前広直記として「町奉行中申達候者下在エ夷詮儀差遣候処、……此以後村々へ夷指置候事堅可為無用之義申渡由、藤左衛門相違候。右之夷、知内村木子内村々徘徊致居申候ニ付、知内村名主不届ニ付……」の記録があり、和人の夷地立入の實質的禁止については家康黒印状の冒頭の条のほか、福山秘府卷之二十四、元禄四年二月の藩の覚のなかに「一、西在郷ニ近年猥年取候百姓其外所々江出候様ニ急度可申渡候、若無抛西在江年取候百姓へ、歩錢可申付候事。」とあるが、これが必ずしも和人の夷地立入を正面から禁止しているとはいえぬが、蝦夷地における自由な居住が認められなかったことを示している。

(5) 北門叢書

(6) (7) 北門叢書第一冊昭和一八年二五二ページ―二六四ページ。

(8) (9) 福山秘府卷之二十四、新撰北海道史第五卷史料一、一九七ページ―一九八ページ。

(10) 新撰北海道史第三卷通説一三六九ページ。

(11) 竹内運平、北海道史要、三〇ページ、昭和八年

(12) 竹内運平、前掲者一四五ページ―一四七ページ。

(13) (14) 福山秘府、卷之二十六、新撰北海道史第五部史料一、二二六―二二八ページ、二三八―二四〇ページ。

(15) 前掲北門叢書第一冊、三一三ページ。

(16) 場所請負制については、高倉新一郎「アイヌ政策史」昭和一八年 南鉄蔵北海道綜合經濟史上・下巻昭和二九年 白山友正「松

前蝦夷地場所請負制度の研究」上・中・下巻昭和三十六年。

- (17) アイヌ社会の基礎的生活単位をコタンといい各コタンは酋長を戴いており、血縁的、地縁的結合をみる。酋長は祭にコタンを代表して共同の祖先神を祀る。このことおよびアイヌ人が酋長に引率されて一団となって場所地へ出稼ぎに出たことについては、高倉新一郎、アイヌ政策史、昭和十八年、六九ページ。なお奥山亮、北海道史概説、昭和三十三年、三五ページに「アイヌを便役し：アイヌにはその階級組織をそのまま利用していることに注意しなければならない」という指摘がある。

(18) 高倉新一郎、前掲書、一三九ページ。

蝦夷統治論と国家の利益

○天明寛政期

前に述べたように幕藩体制下の蝦夷地では、畿内に本拠をもち特権的前貸商業資本である請負商人が住民に対する苛烈な収奪をおこない、福山・江差・箱館などいわゆる三湊の町村は商品生産物の交易中継地として、季節的には「江戸にもない」ほどの華やかな繁栄をみたが、一方では村民の惣百姓的強訴の継起、アイヌ人反乱と人口の自然減少にみられるように住民の生活は疲弊と怨嗟にみち、かれらの生産者としての経済的の基盤は確立されず、自主的な市民的生産販売活動も展開せず、したがって住民が現実の生活経験をを通じて生起する諸問題を自ら主体的に解決しようとする公民的思想や解決の方式をこしらえこれを恒常化する自治的制度が生成する気運は、幕藩制下の蝦夷地では熟さなかつたのである。

そしてしてあげれば以上の端著がひらかれたのは、維新後十三年を経過して、当時国際貿易港として、開拓の過程での本州からのほぼ一本化された商業上の中継地として、北海道でもっとも人口稠密となった函館で、町総代人層が「御維新以来、格別開拓使の御教育を蒙り、追々市民一般智識発達、大に面目を相改め、……時として惣代人関係

仕候得ども其権限及議事法も無之、百事疎忽に失し、日新の御時世、殊に開拓御多の土地柄に對し、甚だ不都合、且民情を地方庁へ貫徹仕兼候義間々有之候間、本年太政官第十八号布告区町村会法に拠り、函館区會開設仕度候間、格別之御詮義を以て私共請願之、通御聞届被下度、直に区會法御發令奉願候。」と区會設置を出願するにいたった時である。

以上のように維新前には蝦夷地住民の惣百姓的強訴は存在したが、住民の中から、請負商人の經濟的収奪、松前藩の失政に対する具體的な改革要求なり、自治的制度改革形式の氣運は組織的には起らず、そのような状況に對する関心と批判はもっぱら蝦夷地の外から、本州の知的有識⁽¹⁾士の中からあらわれてきたのであった。

しかしかれらは住民の生活や請負商人の収奪、松前藩の失政を、即ち蝦夷地の内政を衝くことを当初から意圖したのではなかつた。かれらの蝦夷地への関心は天明年間(十八世紀後四半期)にいちぢるしく深くなつたのだが、それは當時の西ヨーロッパ諸国のいわゆる西力東漸の進出態勢が、特にロシア帝国の北アジア—シベリア—ペーリング海域—千島列島を経由する地理的探險と商業資本の交易を通じての遠征と進出⁽²⁾が、ロシア人にとってその延長上にある蝦夷地に到達しようとしていた事、そしてこの西方東漸の大勢をおぼろげながらも把握することのできたかかれらの先見の明が、特に蝦夷地の帰趨について強い危惧の念を抱かせたことに発するものだったのである。

このロシア人の進出を工藤平助は天明三年(一七八三)の赤蝦夷風説考⁽³⁾でロシア人と「口蝦との交易有之事、昔より承る所なり。是を赤蝦夷とも、赤人とも、又蝦夷とも、惣名にては奥蝦夷共云習せるよし。然るに近来漂流と号して、折々蝦夷の地、「ウラヤシベツ」「ノツシヤム」の辺へ著船す。その有様昔とは事かはり、船の作り阿蘭陀船の通りにして、人物衣服の仕立おらんだ人に類して、羅紗、天鵝絨、狸々緋の類を著し、通詞も連来る。」のであり、『此ままに打捨置て、「カムサスカ」の者共蝦夷も「ヲロシヤ」の下知に附したがふ故、最早我国の支配は受けまじ。

然る上は悔て帰らぬ事也。』とロシア船来航の事実を明かにし、蝦夷地がロシア人の下知に従うことになるおそれを警告したのであった。そして平助は「ロシアにて……何事を企るのも夢にもしらず打捨て置べき事にあらぬ事也。」とし蝦夷地対策として「一体の主意は要害第一也、又第二には抜荷の禁制也」と防禦と密貿易について特に後者について、抜荷禁制が事実上守り難いことをとりあげて、むしろ幕府の統制下に交易を公許し、一方「蝦夷地の金銀銅を以、我國の葉種其他国用に可相成……扱日本の力を増すには蝦夷の金山をひらき、並其出産物を多くするにしくはなし」と金銀島宝庫としての蝦夷地に注目し、「交易の利潤を以て、山方に入る程ならば、何程入用掛りても奥行可有之事也。」とする交易の利潤による蝦夷地開発の可能性を説いたのであった。

平助にとつては、宝島である蝦夷地で『下説に様々の風説を聞に、東北蝦夷の方は段々「ヲロシア」になづき従ふと承る。』と住民がロシア人に帰服することは憂うべきことであつた。

しかし平助の先覚的な見識にもかかわらずまた松前藩の失政がある程度かれに伝わっているとみうけられるにもかかわらず、かれの関心は蝦夷地住民の地位に及んではいかなかった。

平助にとつては、蝦夷地住民とは、もっぱら奴隸的な金山掘方の労働力を意味したのであった。

この風説考は幕府の有司を動かし、勘定奉行松本秀持は、老中田沼意次の意をえて、天明五年から蝦夷地に巡見使を派遣することを決意し、ロシア・山丹・満州への通路と、その附近の地理物産、蝦夷地の金銀鉱山・物産等の調査を命じたのであった。

調査の結果を、佐藤玄六郎の報告書⁽⁸⁾によると、請負人の私曲、住民に対する苛烈な収奪と愚民化、虐待、松前藩制の弛緩、抜荷の実態、ウルップ島に対するロシア人の進出状態など蝦夷地の全貌を明らかにしたのであった。

この調査の結果、交易策は「長崎表之差障にも相成、其上金銀銅は、決して不相渡様取極候ても、始終抜渡の程も難

計⁹⁾」という理由でいられず、松本秀持は蝦夷地を百十六万六千四百町歩、高五百八十三万二千石¹⁰⁾に及ぶと算出した。壮大な新田開発と穢多非人七万余の移住計画をたて、「土地開候得ば自ら諸国諸商人共も入込、人別相満ち候へば、追々異国の渡口を取締、御威光を以、西はサンタン、マンチウ。東は赤人(ロシア)の本国迄、御国に伏属仕候はゞ全く永久の御取締出来、」と開発計画をそれが机上の空論にせよ、ともかく極めて積極的な構想をたてたのであった。しかしこの蝦夷地一件の計画は田沼意次の失脚で実施の運びにいたらなかった。

この風説考の後で、幕府の蝦夷地調査とほぼ同じ頃、平助に兄事した林子平は「三国通覧図説」を刊行し、蝦夷地について、ロシア人が「歐羅巴諸州ノ風ニテ遠ク万里ヲ隔ル国ヲサハ能招諭シテ帰服セシメ己カ国トナシテ永ク本国ノ助トス。然ル故ニ近頃歐羅巴ノ莫斯科未亜^{ムスカビヤ}(ロシア帝国)、遠ク北海ヲ越テ蝦夷ヲ招諭スル志¹²⁾」をもち、「歐羅巴莫斯科未亜ノ女帝(カザリン二世)大豪傑ニシテ、五世界ニ帝タラント志ヲ振イ起シ、制ヲ定メ、令ヲ下シテ日、吾ヨリ後、子々孫々、我カ制ヲ不改、土地ヲ広クシ功ヲ大ニスルヲ以テ帝業トセヨトナリ……日本道三千余里ヲ莫斯科未亜ノ領地ト為テ、彼ノ国ヨリ代官ヲ置テ、国事ヲ勤メシムル也¹³⁾。」とロシア人の進出をロシア帝国の帝権行使による膨脹政策の展開とみたのである。

そしてロシア人が蝦夷人と接する場合に、わが国の商人、すなわち「運上屋ニ在輩悉ク俗商ナル故、夷人ニ接待スル事見苦シキ事アリト聞及」に對し、ロシア人が「蝦夷ニ接スルヲ聞ニ曾テ才ヲ不用……淳酒ノ口ヲ悦ハセ又ハ大炮ヲ轟シテ威敵ヲ示シ、文武相兼テ夷人ヲシテ己レニ馴懐クヘキ術ヲ施ス¹⁴⁾」ことを聞くとして、ロシア人の進出ぶりが住民を籠絡しロシア人を畏服させるもので極めて巧妙な術策に貫かれていること、それゆえにわが国の商人の住民に對するきびしい収奪と虐待がロシア人の「招諭の志」を有利とするおそれがあると警告を發したのであった。

また子平は、平助が蝦夷地の地位をロシアとわが国の間の帰趨をめぐるものとして、とらへたのに一歩をすすめ

て、西欧諸国、なかんずくロシア帝国の進出がただ蝦夷地だけにむけられているのではなく、「日本ト蝦夷トハ唇齒ノ国」であり、蝦夷を招諭してしまえば、つぎにわが国に兵馬の危機があるとみたのであり、西方東漸の世界の大勢を、領土的膨脹を伴ったものとしてとらえ、わが国の国家的利益との関連で考えたのであった。

子平は三国通覧図説の後にこの観点に立つ国防論（海国兵談）を展開し、世人に西欧諸国の進出を警告し、幕府の海岸防備の無為を衝いて、周知の筆禍にあった。しかし三国通覧の中で、もっと根底から蝦夷地統治、内政の失政が、ロシア人の蝦夷地進出を有利としわが国側にとって蝦夷地喪失の危険に連ることをとらへた点で子平の見識は平助のそれを越えるものであったとみる事ができよう。

しかし当時の条件下では、子平によって重視すべきものとされた蝦夷地住民の地位と雖も、それは飽くまで、蝦夷地の確保⁽¹⁾ 国家的利益の擁護という至上目的にとつての統治上の客体的手段にほかならなかつたのである。

けだし国家的利益の強調が国民的統合のため、ひとびとの志気を高めることはあつてもその具体的利益が国内のいかなるひとびとにもたらされるか利益主体への冷静な認識を欠いたとき、それは体制的支配者の利益を即的に強調することにほかならなかつた。

この点で子平は体制的視座をすこしも越えるものではなかつたが、外国の進進に触発され、国家的利益の一手段としてではあるが、蝦夷地の失政と住民な拙悪な地位に対する批判をし、次第に蝦夷地統治の改革策を天明末期から寛政年間にわたって、有識者達に提起させるにいたつたのである。

ことに寛政四年（一七九二）にはロシアの使節ラツクスマンがカザリン二世号に坐乗し蝦夷地（根室）に来港し交易を求め、幕府がかれに長崎寄港を求めたこと、八年には英国海軍省の指示でプロートン中佐が日本諸島に面したアジア大陸東岸の測量探險を完成するためコーヴェット艦プロウイデンス号に坐乗し、内浦湾に入り絵輦に停泊し、そ

の翌年も同地に來泊し、蝦夷地に対する外国船の來航が單なる漂着ではないことがいよいよ明白となったのである。ラックスマンの來港当時、老中であつた松平定信はかねてから外国船の來航を予想していたが、その來港に二ヶ月程先立って、蝦夷地警衛について、蝦夷地を從來のまま「松前へ御委任有之上者、只今御手つけられざるかた⁽¹⁶⁾」と現状維持にとどめ、外夷の蝦夷地に対する関心を刺戟せぬように不毛のままとしておくか⁽¹⁷⁾、他方、「外夷移り來り怪しき宗法など弘め候儀等……此儘にて被差置候方との評論者、難心得儀に候⁽¹⁸⁾」と積極的な対策を講ずるか、政策の決定について二者択一を迫る決断をとりかねて、有司に諮問したのであつた。

さてラックスマンとの応接では、定信は、ロシア側の通商の求めに対し、「交易之儀不好義に候へども⁽¹⁹⁾」と明らかに鎮國をのぞみつつ、「そのうちに海辺御備向何等御振起、御復古有之候はば⁽²⁰⁾」と海岸防備の手薄を知つて、外国が開港を強要するならば「商売被絶候処とも、日本御備全備のうへは、いか様に嚴重の出來申候。まづそれまでは寬いたし可然候事⁽²¹⁾」と要求の最少限を容れる余地を残したのであつた。このような彌縫策はラックスマンが強硬に全面的開港を求めるならば破綻するものであつたが、ラックスマンは日本政府がロシア国政府に友誼的感情をもつていてと解し⁽²²⁾、さらにロシア側の交渉でえた理解が、このあと長崎に赴けば直ちに通商条約締結の商議が開始できるということであつたから⁽²³⁾、この彌縫策は一応結着をあとに残したまま矛盾を露呈せずに終り、ラックスマンは長崎を退去したのであつた。

その一ヶ月後、定信は幕閣を致仕したが、ラックスマンの來港を機にわが國の沿岸防備強化と蝦夷地への関心は一層深められた⁽²⁴⁾。

この後、寛政七年に蝦夷地に渡航した大原左金吾は翌八年「地北寓談」を著し、松前藩主章広の父で前藩主の松前道広が隠居後も藩政を専擅し蝦夷地の防備を怠り、ロシア人に内通し陰謀をはかつていると、蝦夷地の危機を老中松

平信明に訴へ、さらに翌九年、「北地危言」^(註)で、蝦夷地に対するに、「北の方赤夷強大に相成り、土を広め候を以て業と致し」とロシア人の領土的膨脹をとなえ、しかもそれが「唯今は来らざるを待みにいたし候世も、以後は来るべきを以てたのみと仕る姿にも相成可申候。」とロシア人がもし進出せぬとすればという、僥倖えの期待を持つことを非難し、進出を必然と断じ、「米穀」「防寇の器械」「軍船」の準備と、「蝦夷国界不残国民となるべき教導の事」「蝦夷ども(アイヌ人)へ鉄砲わたし置き助兵となすべき事」と説き「只今迄の如くにては一所の侵掠も防留め兼可申、片時も早く富国強兵の事を専らとして、併し富国は金銀珠玉にあまり有る事には非らず……国々の倉廩に米穀みちみち……強兵は大勇力士のみをすぐりて揃へ置く事に非らず、水陸の操練を専らにして、器械の用法に委しく……」^(註)、「実に外冠は天下の冠にして一人一国(藩)の冠にあらず候。」と極めて萌芽的ではあるが劃期的ともいふべき、藩制的割拠の規模を越えた国民的規模で、富国強兵論を唱えたのであった。

これは子平の海防論から一步をすすめ、国民に国民的規模で国防への参加を求め、器械用法を強調し、国富を説いた点で、明治維新政府が唱えた富国強兵のスローガンの嚆矢ともいふべきものであった。

この左金吾の著作は、しかし直接には松前藩の失政を暴露し、世上の疑惑を深めさせたのであり、蝦夷地の防備に不安をいだいた幕府老中松平信明と戸田氏教は協議のうえ、寛政十年百八十名にのぼる蝦夷地巡見使一行を蝦夷地に派遣したのであった。

翌十一年幕府は松前藩から東蝦夷地を収公し直轄することを決定し、南部津軽両藩兵をクナシリ、エトロフに出動させ、守備の任に当てたのであった。

そして文化元年(一八〇七)にレザノフがラックスマンの松平定信より与えられて持ち帰った定信自書といわれる信牌を持って、ロシア使節として通商を求め長崎に来港した時、今度は幕府は「歴世の法を変ずべけんヤ」と通商交

易を拒絶した結果、激怒したレザノフは「たんは武力的示威をもって港を開かせようと思ひ立つたのであり、その部下フオストフは文化三年（一八〇九）樺太のクシニコタンで暴行掠奪におよび、さらにエトロフ・シャナの襲撃にむかつたのであつた。⁽²⁷⁾

そこで幕府は対策として、文化四年、西蝦夷地をも収公し、樺太を含む蝦夷地をすべて直轄し、南部・津軽・秋田・庄内、四藩の精兵を派遣し、沿岸に所領をもつ万石以上以下の面々に「おろしや船と見請候はば嚴重に打払」を令したのであつた。

しかし幕府の真意は、極力ロシア側との決戦を避け、交渉に入ることをのぞんだのであり、交渉の準備をすすめながら、次第によっては、樺太とエトロフの放棄をも止むを得ずとする避戦に恃んだといわれている。

その後蝦夷地では、幕府が防備を強化していたクナシリで、ロシア艦長ゴローウインを捕え（文化八年）、その報復措置として、高田屋嘉兵衛が同海域で捕えられたが、送還されてきた嘉兵衛を介せる両国の交渉で、さきのフオストフの暴行事件がロシア政府の意図に出るものではなかつたという釈明書がロシア側から幕府に呈出され、幕府もゴローウインを放還し、その折ゴローウインをうけとつたロシア側は依然通商をわが国に求め、わが国ではこれを容れなかつたが、その後の日露関係は、嘉永六年（一八五三）、使節プチャーチンが開港を求め長崎に来港するまで、およそ四十年にわたつて国交を絶つたままほぼ平静に経過したのであつた。

それで幕府はゴローウイン帰国の翌年（文化十一年）箱館、松前をのぞき、奥羽諸藩の兵を悉く撤収させ、文政四年（一八二一）には、「此人素より海外は闇」と悪評をうけた老中水野忠成は一片の裁断で突然蝦夷地を松前藩に還付し、南部津軽二藩の蝦夷地警備を免じ、拓殖の事業も悉く中止してしまつたのであつた。

これにやや先立って文化四年に幕府は露船打払令を発し、鎖国主義の原則を顕示したが、その実、海防の強化を容

易に達しえぬ幕府はこのような鎖国の基調を一貫させる自信を欠いていたのであり、外国船が来航し、かれらが決戦に及んでも開国を要求するならば、幕府としては何よりも避戦を主とし、鎖国を放棄することを余儀なくされていたのであり、このような表裏した対応策はすでにラックスマンに対する定信の弥縫的態度にうかがわれるところであった。

ただこのような弥縫策が喜永六年までにもかくにも破綻を露呈せずに経過したということは、たまたま幕府が倭倅を得たことなのであり、客観的には、先道資本主義諸国の市場獲得競争がわが国に対し力づくで開国を求める程激化してはいなかったことにはほかならない。⁽³⁸⁾

○嘉永安政期以後

蝦夷地統治に対する関心が、天明寛政期に有識処士の間から、もっぱらロシア帝国の動きに触発されて起ったことは先に述べたが、そこでは極めて素朴な開国論から、萌芽的にわが国の独立につながる国家的利益の觀念が形成されてゆき、その一環として、蝦夷地防備の強化策と住民に対する撫育の必要が、海防論から富国強兵論といえるほどの先覚的意見として提起されたのであった。

しかし嘉永六年のペリーの来航とそれにひきつづくプチャーチンの長崎到着がわが国に意味したものは、特に前者の武力行使をも辞せぬ決然たる開国の強要であり、しかもこれらの諸国の軍事力の強大さが明白に目に映らざるをえなくなった時、ひとびとは、前代とは全く状況を異にした切迫せる危機意識裡に国家的独立と国家的利益の保持について再考しなければならなかった。

そして幕府がとりえた方策は開港の受諾、日米和親条約の締結にはじまる各国との和親条約の締結であった。

蝦夷地では箱館が開港されることとなりそれに先立ち安政元年六月同地に箱館奉行が設けられ、その八ヶ月後、幕

府は松前藩から再び蝦夷地を収公直轄することとなった。この直轄の原因は一つには、幕閣が米国に対する松前(箱館)開港に伴い蝦夷地の収公を必要と考えたことにもあるが、むしろ嘉永六年にプチャーチンが来航した時、これとほぼ時を同じくして、樺太のクシュンコタンにロシア人が上陸し、ロシアが再び千島樺太方面に関心をもってきたこと、そして安政元年日露和親条約の締結にあたって、樺太における国境の劃定をめぐる協議で、双方の意見が合意に達せず、結局樺太における領土帰属が決定せず「界を分たず是迄仕来りの通たるべし」という一応の現状維持の確認に終ったことから、幕府としては改めて蝦夷地防備の強化と、松前藩治下の苛政に苦しむ蝦夷人のロシアへの帰服をおそれ、直轄に及んだのであった。

それと同時に幕府は蝦夷地一円にわたって、仙台・秋田・南部・津軽の奥羽雄藩と松前藩に持場を与えて戍兵派遣と警備を命じ、そのみならず、箱館奉行をして蝦夷地の開拓経営をおこなわせ、開墾・養蚕・植樹・採鉱等の事業の育成をはかり、本州からの移民を、少くとも職ある者を「勝手次第為引移」とするなど一たんは開拓への意欲を示したのであった。

しかしこのような幕府の開港の受諾とその後の受動的な外交、蝦夷地の警衛開拓の着手にもかかわらず、それが後述するように本末を顛倒して、しかも「敏捷」に進捗しないことに対する激しい批判が、直接政局を担当する幕閣に対し、徳川齊昭のような幕藩支配者の内部から提示されたのであった。

世上、攘夷論の頭目と目されていた齊昭は、ペリー来航当時、開鎖をめぐる論議の紛糾と混乱の中で越前藩主松平康永より事態の拾収策を求められて、「幕閣にて、姑息の了簡にて交易を許すか、若くは不毛の地にて貸さば二度引戻しはむづかしかしかるべく、さりとて打払も既に機に晚れたり、所詮打払もなさず、交易も済さざる良法もあるべし、併しながら敗軍の将同然の身なれば、中々異船の論などに及ばず。」と異船に対する恐怖を覚えながら、翌年早

々々、ペリーが開港の諾否の返事を求めて約束通り再び来港し、前年の下田開港のほか、蝦夷地松前の開港をも併せて、米国が強く求めた結果、幕府当局がこれに屈して蝦夷地の収公を斉昭に内議した折、激怒した斉昭は、夷賊駆逐を議すべきとし「実地接戦の御備相立、扨応接をも今一応いたし直し、寛猛相兼、可成丈は三寸の舌を以、万人の難を相救申度、乍然度々申候通り、腹中に実戦を持申候而は、三寸の舌も虚弁に相成可申存候、ゆめゆめ事を好み、戦を求め候わけは毛頭無之候得共……。」と述べ、開港を止むを得ずとする状況認識の理性をもちつつ、なお切齒して一戦の覚悟に立つ攘夷的感情の奔騰を示したのであった。

このような斉昭の態度は、かれにとつて異船えの一たんの開港が、幕閣や過半の諸侯の考えのように、避戦と平穩の確保の代償として、それを受動的に受け容れたのではなく、将来攘夷を実現するために、兵端を開くに足る武備の充実にむけての時を稼ぐという考えに発するものであった。

それゆえに斉昭は夷秋に備える防備の強化策に狂奔したのであり、蝦夷地収公の際の幕府の蝦夷地警備と開拓の計画が極めてかれの期待にそわぬものであるとし、「北地御開拓一条奉行織部正（堀利熙）等実地見分之上、建議之趣多分尤至極感心致候処、右見込之内先口蝦夷地ヨリ開キ、追々風土馴候上北方へ及ス論ハ如何致候者歟、魯夷トノ境界モ粗御定ニ相成候上ハ、北蝦夷地並えとろふくなしり三ヶ所之儀者如何ニモ肝要ノ場所ニ候間……。」とロシヤに近い北蝦夷地の防備と開發を、幕府の計画である口蝦夷（渡島半島南部）の防備開發に優先させるべきであるとし、「詰りえとろふ奉行くなしり奉行北地へモ奉行兩三人御立、あつけし、そうや其他大場所へモ奉行、小場所へハ新ニ御代官御立ニ相成天晴ノ御料ニ相成候ハ、御奏聞ノ上、七ヶ国モ新ニ国名ヲ御立、四国九州ト首尾羽翼ノ形勢ニ被遊候義、……北地論ノ大眼目ニ御座候。」とその具体策を提案したのであった。

しかし箱館奉行の堀利熙が斉昭に弁明したように、幕府にとっては、斉昭の提案する蝦夷地の防備開拓を奥地から

先におこなうとすれば「諸大名人数ニテ大勢之御固ヲ附候得者、其瘦弊眼前ニ相見へ、御旗本御家人数多被遣候ニモ、一時ノ御入費給合仕間敷、又大藩へ被下切ニ候得バ、後日之御取締方無、一患ヲ去一弊ヲ植候姿ニ相成、兎角内地之力ニテ警衛致候儀難叶見据候故、其土地限之利潤ヲ以彌縫可仕心得ニ御座候⁽³⁵⁾」という事で、すでに幕府諸藩の財政的疲弊窮迫と幕藩制の歴史に一貫する幕府の雄藩に対する不信、およびそれに対する統制の弛緩がすすむのではないかということから、幕府がかりにも斉昭の提案を容れるとするならば、それは幕藩制的体制の動搖の昂進ともひきかえにしなければならぬことであつた。

かくて斉昭の攘夷の熱情的志気は、その後草莽の攘夷の志士達に伝えられたが、その現実化のための壮大な国防開拓論は、その必要が外庄に対してひとびとの間に痛感されたとはいへ幕府がこれを決行する意図も条件も乏しかったのである。

その後の蝦夷地の動向は、ロシア側がクリミヤ戦役の継続下で、樺太の軍事施設を保持強化して、日本側との間に衝突を生ずるのを避けて、一たんクシュコタンを撤したが、その敗戦によって欧州での南下に失敗したロシアは一そう東洋における進出の機会を求め、シベリヤ総督ムラヴィヨフの品川沖での示威、全樺太の露有の主張⁽³⁶⁾、ポサドニク号の対馬占領などの一連の行動にはロシア帝国の切迫した膨脹策がみられたのであり、樺太に対しても各地にロシア人の居留地をつくり、防塞を構築しロシアの勢力を強化したのであつた。

そしてこのようなロシアの進出は「組織的に計画的に漸時我が北蝦夷地経営の心臓たる久春古丹に向つて迫つて来た⁽³⁷⁾」のであつた。

幕府はこの動きに対し文久二年に樺太帰属について交渉をすすめたがまとまらず、慶応二年にも交渉もたれたが、ロシア側の樺太経営が事実上進捗するかたわら、わが国では長州征伐が頓座し、内政の事態収拾に苦慮していた

説
幕府がロシアに対しなした事は、事実上ロシア側の経営の進展を容認しながら、和親条約の一界を分たぬ一形式をとりつけた「兩國の所領たる上は魯西亞人日本人とも全嶋往来勝手たるべし」³⁸⁾という樺太仮規則を（慶応三年二月）締結することにとどまったのである。

その後ロシア側の樺太経営は一そう進行し、わが国では次第に樺太における地歩を喪失していったのである。

かくて樺太の危機に触発されて、蝦夷地の確保開拓||国家的独立の課題は幕府がこれに対処する能力を欠くことが明らかとなるや、幕府に対する一その批判と改革、遂には倒幕、国内体制の再編成という視座の形成によってのみ可能な方途を追求しうることとなったのである。

この点で蝦夷地確保開拓||国家的独立について、より当時の現実を踏まえた新しい構想を、幕政改革を条件として提起しえたのは安政末期の橋本左内であった。

左内の出色さは当時の海外の状況を次のような国際政治の力関係においてとらえようとする事、すなわち「方今ノ勢ハ行々ハ五大州一図ニ同盟国ニ相成リ盟主相立候テ四方之干戈休申スヘク相運候半ト奉存候、右盟主ハ先英魯之内ニ可有之候、英ハ慍悍貪欲魯ハ沈鷲蔽整何レ後ニハ露へ人望可帰奉存候、倭日本ハ迎モ独立難相叶候、独立ニ致候ニハ山丹滿州之辺朝鮮国ヲ併セ且亜墨利加洲或ハ印度地内ニ領ヲ不持シテハ迎モ望ノ如クナラス候、此ハ当今ハ甚六ヶ敷候、其訳ハ印度ハ西洋ニ被領山丹辺ハ魯国ニテ手ヲ附試居候今ハ力不足迎モ西洋諸国ノ兵ニ敵対シテ比年連戦ハ無覺束候間却テ今ノ中ニ同盟国ニ相成可然候」³⁹⁾と世界の大勢を、大国の権力政治としてとらえ「四方之干戈」はこれら大国の勢力均衡の下でのみ「休申」するものとみたのであった。

そして左内は深い危機感の中でわが国の地位をこの大国の権力政治の力関係に左右される弱体な一構成要因として、相対化して認識することができたのである。

この点で左内は、もはや世界の大勢を単に西力東漸としてとらえ、わが国をこの大勢と相容れず関与をうけぬ絶対的な存在として、諸国のわが国に対する進出に一途に憤激し撃攘をとなえる攘夷論を克服しようとしていたのである。

それゆえに左内は以上のような攘夷論の頭目と目されていた斉昭に対しては、その「御果断ハ格別⁽⁴⁾」として、幕閣の状況への受動的な対応と異なる独立達成への積極的な態度、志気に共鳴しつつ「此方モ老公（斉昭）ニハ毎々困却申候全ク時勢ハ御了解ナキ御方ニテ」と敬遠したのである。

このように左内は視野の狭少な攘夷論がそのままでは絶対に実現不可能であると考え、それが国家にとって累卵の危機をもたらすものとしても一たん開国、大国の一つえの選択を決断する和親同盟を⁽⁴⁾不可避とし、わが国の国際社会における真の独立の達成を、開国によってえられる機械技術の駆使によって国富を起し自らも大国となるべき国力の形成と、大国に類比した膨脹策を通じてのみ可能と考えたのである。

左内のこの遠大な構想は積極的開国論ともいうべきもので、幕府のとってきた現実に対する働きかけを欠いた、力に屈する受動的開国論と全く相反するもので、開国策は独立にとって必要な国力の強化膨脹への手段だったのである。

それゆえに左内はこの構想にもとずいて、国力の強化を対露同盟をもって保全される蝦夷地の開発を、「蝦夷へハ伊達遠州土州候位相遣其外小名有志之向ヲ举用候ハ、今之勢ニテモ随分一芝居出来申候半敷ト奉存候、其上魯西亜墨利加ヨリ諸芸術ノ師役五十人斗借受諸国ニ學術稽古所相起物産之道ヲ手広ニ始メ内地ノ乞児雲介之類ニ頭ヲ立テ相応ノ賄遣シ蝦夷へ遣シ山河之營為致往来ハ重ニ海路ヨリ致シ候ハ、蝦夷モ忽開墾可相成航海術モ直ニ可熟奉存候。」とする策を唱えたのであった。

この蝦夷地開拓の主張には①さきに幕府当局が躊躇した大藩に開拓を委ねること、②外国人の招致と外国人技術の積極的導入、③他に海外膨脹に役立つ航海術の練習、などを意図したところに左内の時流を抜く識見をうかがうことができよう。この①②③は維新後北海道の開拓にあたって実際に採用されたのである。

そして左内は「何分日本ニ於テ遠大之処置無之シテハ不相濟」という、この遠大で抜本的な構想が、もはや幕閣への期待や批判としてただ提起されるだけでなく、「志士可憤惋之秋」という有志者の政治への参加による幕政改革を通じて、実践的に実現されるべきものであった。それは「内地之御処置」を、將軍（慶喜を推す）を盟主とし齊昭・松平慶永・島津斉彬・鍋島斉正等の一門雄藩藩主の政局担当と、川路聖謨、永井尚志、岩瀬忠震等開国派と目される幕吏中の逸材を参与させ、陪臣処士にかかわらず、天下有名達識之士を各雄藩で登用するもので、明らかに伝統的な譜代層による世襲的幕府政策決定機構の大巾な改革を意味するものであり、左内の方策は改革された幕藩支配をもつて国家的独立を達成しようとするものにはかならなかった。

しかしこの左内の独立の構想は、これの実現に必要な幕政改革の実現の過程で、具体的には將軍継嗣をめぐる改革的な家門戸様大名派と保守的な譜代大名派の抗争で前者の敗北に終り、前者の幕政改革のプランが井伊直弼の弾圧によって潰えた時、左内の構想も潰えたのである。

しかし幕府は自らの体制の内部から体制を改革し、国家的独立を達成しようとする勢力を排したことによって、自ら弱体化し独立の手がかりをも喪失することとなったのである。

これは蝦夷地に対する幕府の対策の喪失にも現れたのであり、井伊大老の就任後、蝦夷地は一そうすすむロシア帝国の南下の前に、そして英仏のそれへの関心の集中に、何ら積極的な対策が講ぜられなかったのである。

そして安政末期以後、わが国の国家的独立の構想は従来通り幕府による統一をもってすすめるか、朝廷の威光を統

合の中心として、すすめるか、独立という課題をひとしくしながら、互に他方を利用しながら主導性をもとうとする葛藤裡に推移したのである。

文久期の公武合体論は、老中久世広周安藤信正と岩倉具視の間に具体化したもので彼等の呼応の背景にはひとしく独立という課題が横たわっていたのであり、しかもその中では激烈なヘゲモニー争いがあったのだ。そしてこのヘゲモニーは西南雄藩の支持をえることによってもたらされるものであった。

ここでの(文久元年)の岩倉具視はかつての急進的攘夷論を次第に克服し、長州藩の長井雅楽のいわゆる航海遠略策の入説に耳を傾けるようになっていたのであった。

而してこの遠略の策は当時の長州藩の藩是だったのであり、藩主が開国を国是とし「公武合体国威宣揚」の基礎をたてようとして幕府に建言したものであり、幕府がこの説をうけいれて毛利藩主に朝幕の周旋を依頼したものであった。

この策の内容は、当時の鎖国開国をめぐる国内の対立が「人心洶々土崩瓦解之勢とも可申哉天下之勢合へば強く離れば弱し、此支離解散之人心を以て一旦有事時は黠夷強虜に御当り被成候儀何とも御氣遣之儀と奉存候」と最も危険なことであるから、何よりも「国体を立て大倫大義を明かにし天下之議論純一人心和協」をさせ国論の統一をはかることを主眼とすること、その上で積極的開国論を「速に開国之御大規模を被相立御国体儼然と相立……武備益々御張興にて航海之術開き人々心胆を練り智識を発明せる道に向い」と唱え「漸次皇国ノ御武威ヲ以テ五大州ヲ横行仕り候へ、彼レ自ラ皇国ノ恐ル可キヲ知り求メスシテ貢ヲ皇国ニ捧ケ来ラン。」と説くものであった。

この遠大な策は「国是遠略ヲ天朝ニ出テ、幕府奉シテ之ヲ行ヒ君臣ノ位次正シク、」勅命をもって関東へ「仰せ出される」手続きをとるものであったが、その実、武臣の棟梁として幕府の政策決定に対する信任を朝廷に求めたこと

なのである。さらに長州藩はこのような建言をおこなって、開鎖をめぐる対立する朝幕の融和をはかることによつて、自らの政局への進出の機会を求めたのであった。

この時、具視にとっては、遠略の策が、朝廷の威光を高めるとしても、それが彼の考える朝権の強化といかに結びつくかということが関心事であり、そして大藩たる長州藩の動向が政局を動かす要因となっていることに注目したと考えられるが、この策の内容の開国航海説の遠大さも具視の視野の形成に役立ったと考えられる。

後年、明治新政府が成立とともに戊辰戦争の内乱の渦中で、いちはやく蝦夷地開拓の建議を採択したのは輔相となつていた具視の航海遠略策の視野の影響に負うものが大であったが、(後述)おそらくはこの文久初年の長井雅楽の献策は具視の視座形成と無縁ではないと考えられる。

そしてこれとほぼ同じ頃(文久元年三月)、具視は上洛中の島津久光とも藩士堀次郎を通じて交渉をもつており薩摩藩中にも、鎖国の旧法を捨てて開国の指針をとり国威の恢張を計るべしとする意見があることを察知したのであった。

かくて具視にとっては、この二大藩では開国論が有力と映じたのであり、その両藩に対する期待は「二百有余ノ諸藩ガ幕威ニ畏服シ皆斂手屏息スルノ時ニ方リ薩摩長門ノ二大藩ガ嶄然頭角ヲ露ハシカヲ国家ニ致サント欲スルハ天助ナリ、此二大藩ヲ一団トナシテ以テ朝廷ヲ輔翼セシメハ其他ノ諸藩ハ必ス王事ニ勤勞セン」と、頂点における朝廷、これを輔翼する二大藩、多くの諸藩の信服の状態に、国家体制を改編し、これによって国家的独立と統一を達成する構想を立てるにいたつたのであった。

しかしその後、周知のように長州藩では藩政が下級藩士層によって動かされることとなり、航海遠略の策の藩是開国論は激越な尊王攘夷論に転換されたこと、また長州藩の進出に対する薩摩藩の反感からは両者間に激しい対立を生

じ具視の統一策はなお実現せず、かえって公武合体的、開国派と目された具視は長州藩の開国派と同様に朝廷長州の尊王攘夷派の手で失脚させられたのであった。

けだし当時の開港後のわが国の経済的混乱、特に下級武士の窮迫の激化は、かれらの不満を外夷に集中せしめ、外夷に対するかれらの反感と憎悪が攘夷論として奔騰していたのであった。

そしてこれら下級武士層の中から多く現れていた志士のもつ国家的独立の方寸はあくまで尊王攘夷を貫徹することであり、状況の推移について受動的に開国の道をたどる幕府に対する失望と憤激のゆきつくところは倒幕であった。

これら志士の意見は倒幕の点を除けばかつての斉昭流の世界の大勢に対する認識に暗い偏狭な攘夷論を越えるものではなかったが、国家統一への熱情的な帰依献身と危機を自らのみが担うとする使命感が「草莽崛起ノ人ヲ望ム外頼ナシ」(松蔭)とする決意となり「草莽志士糾合義拳の外には逆も策無之(久坂玄瑞)とする藩制的割拠の規模を越えた脱藩志士の横断的連合策が構想された時、前述の左内や長井雅楽の幕政改革を伴った幕藩制規模でのナシヨナリズムは、倒幕を前提とし、草莽志士を担い手とし、しかも藩の支持をとりつけた新国家形成のナシヨナリズムに転換されていったのであった。

そして下土攘夷派が藩政を動かした薩長両藩がそれぞれ攘夷の実行に及んだ、薩英戦争と、馬関戦争で歴然たる敗北を負うや、攘夷論はその独立への志気を保持したままに、西洋技術文明の移入を独立のため必要とする開国論へと転換され、左内流の西欧技術の導入によって達成される航海遠略強力国家形成の視座の意義が改めて認められたのであった。

けだし草莽志士は、外夷への一途な撃攘策がそのままでは西欧諸大国の進出に通用せぬことを認識した時、かれらは斉昭以来の烈々たる攘夷の志を背後に籠めながら左内や長井雅楽流の航海遠略の策を受け容れ、外交の側面でこれ

を基調とし、積極的開国論に転じたのであった。

ただかれらにのみみられる重要な特色は、以上のような積極的な開国をすすめるためには、国内体制の改革と整備を必要とし、腐朽した幕府権力には全く期待できないということであり、倒幕を決行することにほかならなかった。

これを国民的独立の課題の重要な一環とみられる蝦夷地に対する統治策の必要さという点からみるならば、これら草莽志士達の間にはかなり早くから蝦夷地統治策の展開がみられる。たとえば吉田松蔭は獄中の「幽囚録」で「今急修武備、航略具、礮略足、則宜開墾蝦夷地、封建諸侯、乘間奪加模察加・隴都加」と述べまた攘夷親征を画策した直木和泉は文久三年六月の五事建策で「今夷猖獗吞噬有機……蝦夷者我之北門鎖鑰、在汝不可不竭慮而衛之……」と蝦夷地に対する幕府の無策を倒幕の理由の一つとしたのであった。

また岩倉具視は慶応二年十月には徳川慶喜の大政奉還、王政復古、和宮帰洛など、もはや倒幕の具体的な構想がその胸中に胚っていた時、これらの構想を「時務策」に展開した折、併せて「松前以北ノ土地開拓ノ事」をも時務の一つとしたのであった。

このようにみるならば、蝦夷地に対する積極策を欠いた幕府に対する憤激は、積極的な蝦夷地対策を樹立させるためにも、内政の抜本的改革の要求のためにも倒幕の気運を促進したのであった。

しかし、蝦夷地の地位がこのように天明期の有識知識人から維新前夜の志士達の間にもいたるまで重視され、維新政権を成立をうながす一つのイッシュューとしてとりあげられながら、蝦夷地の住民の間に、その内部から、蝦夷地の地位と自らの生活の重要性を認識する意見も行為も、またこれと形成する条件もまだ熟してはいなかった。

そして一部の有識者志士によって論ぜられた蝦夷地統治開拓意見は、住民の地位の立場に立って論ぜられるよりも、かれらの構想する国家的独立と航海遠略の策の身近な実験として、論ぜられたのであり、蝦夷地の住民はこれに

必要とされる限りでかれらの視野に入る、統治の単なる手段客体にほかならなかった。

- (1) 風土記日本、北海道篇、昭和三十七年、一六八ページ。
- (2) 新撰北海道史、第三卷通説二、七三六ページ。
- (3) しかもこの出願は区町村会法に拠るといつているように、地方議会設置のイニシアティブが地方からの制度形成に先行して開明的に政府にあつたことを示している。この函館区会の設置請願は、本州と異つて新開地なるがゆえに除外された北海道に本州並みの適用を求めるものであつた。
- (4) この意味での処士の関心と批判は天明年間から活発となつた。その嚆矢ともいうべきは工藤平助の「赤蝦夷風説考」(天明三年(一七八三))であるがその後論議の盛んであつた寛政期まで、林子平「三国通覧図説」(天明六年(一七八六))、最上徳内「蝦夷草紙」と本多利明の「蝦夷拾遺」、利明のそれとは異なる佐藤玄六郎、山口鉄五郎の「蝦夷拾遺」、大原左金吾の「地北寓談」(寛政八年(一七九六))「地北危言」(寛政九年(一七九七))などがあり後期の著述ほど蝦夷地に対する関心の立て方に発展がみられる。これらの著述者達は多くは幕藩制社会の中で海外世界の動きに強い知的好奇心をもち、しかも世襲武士、官学的儒学者など異つて志を得ぬ地位におかれていた。そして時折社会的秩序に抵触しつつなお社会的進出の機会を求めるひとびととみられていた。たとえば工藤平助が蝦夷地開拓奉行になることを望んでいたことや、大原左金吾が林大学頭から「小人にて、聊か学文を加へ、軽俊之氣を助け、天下之事に唾してなすべきと存込、遂に功名に志し、事を生ずるを好み候輩たる事顯然と奉存候。」とみられた事。
- (5) 田保橋潔、近代日本外国関係史、昭和一八年、八二ページ。
- (6) 安永七年(一七七九年)、蝦夷地本島厚岸に渡来したロシア人は公然松前藩に通商交易を求めたが松前藩ではロシア人との会見の上これを拒絶した。そしてこの一件を嚴重に秘したが工藤平助は元松前藩勘定奉行湊源左衛門から赤人渡来の事実を知り得た。また平助は安永九年にわが国に來たオランダ通詞からもロシア人の千島への進出を確かめている。(ただし平助はロシア人の蝦夷地來往を安永九年とみている) 赤蝦夷風説考下巻、前掲北門叢書第一冊二三七ページ。
- (7) 赤蝦夷風説考、上巻、前掲北門叢書第一冊。
- (8) 北門叢書、第一冊、佐藤玄六郎の中間報告(上)(下)八六ページ—一〇八ページ。
- (9) (10) (11) 松本伊豆守、「蝦夷地之儀に付申上候書付」前掲北門叢書、第一冊、一一七ページ以下。

(12) (14) この引用はすでに高倉新一郎、前掲書二二六ページ。

(13) この引用はすでに、井野辺茂雄、新訂維新前史の研究、昭和一七年、九三ページ。

(14) ここで国家的利益とはわが国の領土的保全を意味し、その方策として軍事的な国防力の強化を唱導する。しかし子平にとつては擁護されるべき利益が実際には何者にもたらされるか、あるいは国防力の強化をいかにして達成するか、そのためにはいかなる内政改革が必要かという視座はみられない。単純な軍備強化論とみることができよう。

(15) 田保橋潔、前掲書、二七一ページ。

(16) 沢沢栄一、楽翁公伝、昭和一二年、二八九—二九〇ページ。また「蝦夷周囲七百里の国、不毛の地、ことに山川堅固に候得ば、此姿にて被差置候儀、却て日本の御固にて有之候」とある。

(17) このような蝦夷地不毛論は、当時の儒学者に往々みられる。

たとえば中井履軒は寛政十一年若年寄立花種周に上書した辺策一編に、次のような蝦夷地不毛説をとなえた。「只恐るべきは、北地也。津軽松前の間十里にたらず、蝦夷地三百里を過てソウヤより唐太の間、又十里許、しかれば地統同前にして恐るべき也、然るにつひに來冠せざるものは、幸にして夷地不毛……、故に誰人の作りて有けむ。北風や日本の火除、蝦夷が島と、よくいふといふべし。……北にラロシヤ、アシハセの夷狄ありといへども、三百里不毛の地を越べからず、此島を除けば遠海卒に來るべからず、故に北顧の憂もなしとす。然るに今此國を開き、田畑を開発し、和人多く渡りて、宝貨充満し教育する時は、夷地不毛にあらず……後世北風のたきつけなるべし。」(井野辺前掲書)と述べている。このような消極策は、履軒の視野には西方東漸の大勢が入っていないことを示しているであろう。履軒はロシアを膨脹する勢力としてではなく固定した勢力としてらへ、これを刺戟せぬ限りわが国の地位が安全であるとみた。状況に対する積極的対策の欠如を示すものであり、逃避の正統化であり、それは「抑々夷狄をあしらふは、只病犬の如くすべし、吾方に近付ぬを極上とす」る鎖國の踏襲を確認したことに尽きよう。

また履軒の兄、中井竹山は蝦夷地を「北狄ノ寇大ニ至事アラハ、府ヲ撤シテ、引取テスムヘシ」という、危急事の蝦夷地放棄説を唱えた。

また当時(寛政九年)、聖堂再建の事業などに幕府の支持を得て、官学としての權威を一身にあつめていた林大学頭は大原左金吾の海防論(北地危言)を「海防等計略一冊は誠に紙上の空論にて、一向取用がたき事のみに御座候」として軽視し、「近來海洋之警頻りに至り、世間浮議多く一統恐懼仕候趣に御座候……私は是誠に太平の御世にては第一奉賀事と独り奉存候」と外患の沙汰

がいかなるものであるかについては触れず、ただそれが人心を結束させる一助となることを喜ぶべきこととし、しかも實際は「外夷容易に干才を動かすべきにも有之間敷、たとへ左候連も、今の国勢左迄危難の時には無之候。」と、内外にわたる案牘論を述べている。

この点では竹山・履軒両兄弟には蝦夷地不毛説にせよ放棄説にせよまだ何らかの危機意識がうかがえよう。松平定信は一方では海防の強化策に力を傾けたが、他方世上のこのような不毛説にも前述の言辭から注目していたとみることができよう。

ただ定信は幕閣にあつても、致仕後も状況に対処して積極消極二つの政策のいずれを選択すべきかを考量し苦慮しつづけたといへよう。

(18) 楽翁公伝、二八七ページ。

(19) (20) (21) 井野辺茂雄、前掲書、一三三ページ以下。

(22) (23) 田保橋潔、前掲書、一五六ページ。

なお井野辺茂雄氏は松平定信がラックスマンに与えた信牌は定信の自書であること、定信がロシヤとの交易を承認していること、交易地として蝦夷地の厚岸を認めたのではないかと推定している。井野辺、前掲書一四一ページ。

楽翁公伝でも定信が「己むを得ざるに至らば適當なる方法の下に露國に通商を許さんと決意せられたるなり」とある。三一〇ページ。

(24) 岡本柳之助、日魯交渉北海道史稿、明治三十一年、一七一ページに「寛政五年三月松平定信へ、久世丹後守等ト共ニ沿岸諸州ヲ巡視シテ、海岸要害ノ地ヲ踏査ス、……今其随行員、森山某カ家族へ贈リタル書狀中、」として、「(前略)越中守殿へ、股引半てん鞋カケニテ、種ケ島ヲ携へ、腰ニ大胴乱ヲ下ケ、嶮シキモ、何モ御厭ヒナク、御行步成サルニハ、一統感涙ヲ流シ候(以下略)」とあり「寛政の治」を担った権力者の志氣と真摯な責任觀念がうかがわれる。

また蝦夷地への関心について、同書上編、八〇ページに、寛政四年十月に定信が「蝦夷地御取締之儀、是又追テ夫々ヨリ申出候上、愚意モ認可申候得者、南部津輕兩藩松前工相越候場所、上地ニテ公領ニ相成、那代カ遠國奉行可被差置、松前蝦夷者志摩守、是迄之通ニ取次……」と、寛政十一年の松平信明による東蝦夷地上地策の原案ともみれる記述がある。

(25) 北門叢書第三冊。

(26) 工藤平助、林子平は重商主義的に、金銀島としての蝦夷地に注目しているが、左金吾は蝦夷地を軍事的に国防上必要な領土とみ

ている。

(27) 当時のオホーツク長官海軍大佐ハーリンは、フォストフのこの暴行掠奪を本国の指示によらぬ海賊行爲として逮捕した。田保橋潔、前掲書、二〇三ページ。

(28) 換言すれば嘉永六年からの諸外国のわが国に対する開国要求が昔日の比ではない強硬さを示したのである。これをロシア側の態度からとりあげたものに、高野明「帝政ロシアの極東進出」(明治維新史研究講座第一巻) 昭和三年がある。同氏は弘化四年(一八四七)のムラヴィヨフの東部シベリヤ総督就任らしいのロシアの極東進出を、「あらたに尖鋭化」したものととして、これを文化八年(一八一)のゴロヴニンの捕縛事件などのいわゆる帝政ロシアの、単なる南下政策の歴史的前提の延長として論ずることを拒絶し、十七世紀中葉以降のロシア進出の新たな、尖鋭化の根源と動因を把握する必要を説いている。

(29) 田保橋潔、前掲書、六一七ページ。

(30) 日露和親条約第二案。

(31) 田保橋潔、前掲書、四七七ページ。

(32) 同書、六一七ページ。

(33) (34) 岡本柳之助、日魯交渉北海道史稿下巻、三一—三二ページ

(35) 同書、三五ページ。

(36) これに対し幕府は評定所で論議した上断然ムラヴィヨフの要求を拒絶することとし、ムラヴィヨフも目的を達しなかつたが、英仏両国が暗に我が国に北蝦夷地を譲らぬよう忠告したといわれる。なおクリミア戦役におけるロシアと英仏の戦闘はアジアでもおこなわれた。優勢な英国・仏国太平洋艦隊は連合してロシア艦隊の北太平洋における行動を制し、カムチャツカのペトロパウロフスク要塞を攻撃したのであった。そして戦後もロシアと英仏の対立はつづいたのである。当時の西ヨーロッパ諸国はすでに北太平洋における制海権をめぐる角逐していたのであり、その中に置かれたわが国の地位外交にも影響を及ぼしていた。

(37) 新撰北海道史、第二巻通説一、六七四ページ。

(38) 樺太沿革史、大正一四年、一六四—一六七ページ。

(39) (40) (41) 林頭三編、増訂北海紀行北海誌料金、明治三五年、一〇〇—一〇四ページ。

(42) この有名な対露同盟論は必ずしも左内の創見ではなく、すでに嘉永二年に大槻盤溪が猷芹徴夷となえており、左内の論とよく

似ている。しかし左内は対露同盟のみに固執したのではなく、必要ならば専ら英国との同盟に入ることを辞するものではなかった。しその可否を検討している。けだし世界政治をパワポリティックスとしてとらへたからである。

(43) 林顯三論、前掲書、一〇〇ページ以下。

(44) (45) (46) (47) 岩倉公実記、上巻五二二ページ以下。

(48) 同書、五三七ページ。

(49) ここでは、維新後も素朴な攘夷論を唱えないしそれを実行した志士を指すのではない。あくまで攘夷の志気をもちつつ薩英・馬関両戦争で単純な攘夷論がもはや通用せぬことを知った草莽志士のみを指す。

(50) 岡義武、近代日本政治史、昭和三七年三二二ページ。

(51) 大久保利謙編、近代史史料、昭和四〇年、二七ページ。

(52) 岩倉公実記、上巻一〇三ページ。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XVI No. 4

SUMMARY OF ARTICLES

On the Formation of the Local Government in Hokkaido (1)

Shyōsuke SHIMIZU

Associate Professor

Kitami College of Technology

Japanese modern local self-government was almost established from 1888 to 1890 by the legislation act previous to the Meiji Constitution.

In Hokkaido its formation was delayed to 1901, but a powerful administrative institution (Hokkaidōchō) had already been established some years before (1886) and had ruled Hokkaido residents.

The origin of the formation of the powerful bureaucratic administration can be traced back to some years before that of “so-called” the modern local self-government, considered by the political demand for the territorial integrity to Ezo in defense of national interest under the influence of the Western European nations, especially Russian Empire, in the mid-nineteenth century.

I studied in pursuit of its origin in this paper.